

令和5年1月4日から

クレジットカードで 自動車重量税・自動車検査登録手数料の お支払いが可能になります。



令和5年1月から車検などの手続きの際に必要な自動車重量税・自動車検査登録手数料の支払いについて、クレジットカードの利用によるキャッシュレス決済を開始します。



利用できるカード

VISA / Mastercard / JCB
American Express / Diners club

対象とする税・手数料

自動車重量税、国に納める検査登録手数料、自動車技術総合機構に納める検査手数料、技術情報管理手数料（OBD 手数料）

お手続き方法

インターネットサイトでクレジットカードを利用してお支払いを行います。
QRコードからアクセスください。

※ 国土交通省が提供する「くるまの保有関係事務お支払い情報登録サービス」登録ページにアクセスします。



STEP 1 手続き開始

くるまの保有関係事務
お支払い情報登録サービス

1 2 3 4 5

対象手続きの情報を入力しましょう

手続きについて
どちらかお選びください *必須

申請方法をお選びください *必須

OSS申請
 窓口申請

*申請方法が分からない方は実際に申請手続きを実施する方に確認をしてください

持ち込み検査で実施する方はチェックを入れてください。チェックの有無により、概算金額に変動が生じる可能性があります。

運輸支局等に自動車を持ち込んで検査を受ける

① 申請を行う手続きを選択します

② 申請方法を選択
運輸支局への電子申請(OSS)と窓口申請で金額が異なります。

※不明な場合は申請代理人等に確認下さい。

自動車の情報

手続きの対象となる自動車の情報をご入力ください。
*車検証閲覧アプリを使い電子車検証から自動車の情報を読み取り入力することもできます

自動車登録番号 *必須

例：品川 399 さ 1234

選択 *必須

399 半角英数字

さ 半角数字

1234 半角数字

全角かな、全角英大文 半角数字

車台番号 *必須

車台番号 (英数字のみ)
 車台番号 (漢字含む)

登録予定日

20230801 *必須

半角数字

③ 自動車登録番号・車台番号を入力します。

※車検証に記載があります。

STEP 2 上限金額設定

くるまの保有関係事務
お支払い情報登録サービス

1 2 3 4 5

お支払い概算金額を確認し お支払い可能な上限額を設定しましょう

お支払い概算金額の確認

対象手続きの情報をもとに、税・手数料の概算金額を算出しました。
申請手続きの際に税・手数料の確定額が変わる場合があります。そのため、概算金額は、決済される金額ではありません。

概算金額 **100,000 円**
詳細を確認

① 入力いただいた情報から自動で概算金額が表示されます。

※正式な金額は検査終了後に確定します。

※税の支払いがない手続きの場合は決定金額となります。

お支払い可能な上限額の設定

概算金額の内訳および注意事項をご確認いただき、余裕のあるお支払い可能な上限額を設定しましょう。
*車齢や自動車重量税に関する制度改正によって税・手数料が変わる可能性があるため、余裕のある上限額の設定をお勧めします。
*申請手続きの際に確定した金額が、ここで設定した上限額を上回った場合は決済を行えないため、手続きを完了することができませんのでご注意ください。

お支払い可能な上限額 *必須

0 円

半角数字

*概算金額より高い金額を入力してください。

② お支払い可能な上限額を入力してください。

※自動車重量税は検査の結果、増加することがあります。

例) 検査時点で13年超となった場合車両重量に変更を伴う改造等を行った場合など

STEP 3 支払者情報入力

くるまの保有関係手続
お支払い情報登録サービス

1 2 3 4 5

支払者の情報を入力しましょう

支払者情報

氏名または名称（漢字） *必須
山田 太郎

全角文字

氏名または名称（カナ） *必須
ヤマダ タロウ

全角カナ

電話番号 *必須
01234567890

半角数字

支払い者メールアドレス *必須
sample123@domain.co.jp

半角英数字（"@"、"."等の記号を含む）

お支払い情報変更パスワード ① *必須

半角英数字、記号を含む（8-16桁）

支払い者登録を希望しますか？
支払い者登録のログインすることで、支払い者情報の入力省略や登録済みのお支払い情報を再利用することができます。支払い者登録を行う場合、支払い者IDを入力してください。

支払い者登録をする

①税・手数料を支払う者の情報を入力します。

- ・氏名
- ・電話番号
- ・メールアドレスの入力が必要です。

登録情報の変更の際に必要となります。

ご希望の場合はチェックください。
登録情報が保存されます。

くるまの保有関係手続
お支払い情報登録サービス

1 2 3 4 5

ご登録案内メールを送信しました

① 登録手続きは完了していません。

以下のメールアドレス宛に、クレジットカード情報登録のご案内メールを送信しました。
受信したメール本文に記載されているURLへアクセスし、外部サイトにてクレジットカード情報の登録を行い、登録手続きを完了してください。
なお、上記の外部サイトは国土交通省が税・手数料の納付業務を委託している事業者のサイトとなります。

sample123@domain.co.jp

【送信元メールアドレス】
noreply@car-cashless.mlit.go.jp

【メールが届かない場合】
※迷惑メールフォルダに振り分けられている、入力されたメールアドレスに誤りがある等の可能性があります。迷惑メールフォルダを確認いただき、数十分経過しても受信しない場合は、お手数ですが、ホームから再度ご入力ください。なお、よくある質問も合わせてご確認ください。

ホームへ

登録情報の入力はこれで完了です。
登録したアドレスにご案内メールが届いたことをご確認ください。

STEP 4 クレジットカード情報の登録

- ご登録案内メールに記載のURLへアクセスしてクレジットカード情報の登録を行います。

※国土交通省が委託した事業者の外部サイトとなります。

※カード決済はこの時点では行いません。

カード決済は、国土交通省が行う検査終了後に行いますのでカード利用可能残高にご注意ください。

※自動車重量税については税額のほかに決済手数料が別途必要となります。

STEP 5 決済

- 運輸支局の窓口または電子申請（OSS）で事前に登録した内容の検査登録手続きを行ってください。
- 検査登録手続き終了後に自動でカード決済が行われます。

クレジットカードが利用可能となるのは国の手続きのみで、軽自動車検査協会が実施している軽自動車の手続きはクレジットカード払いに対応していません。



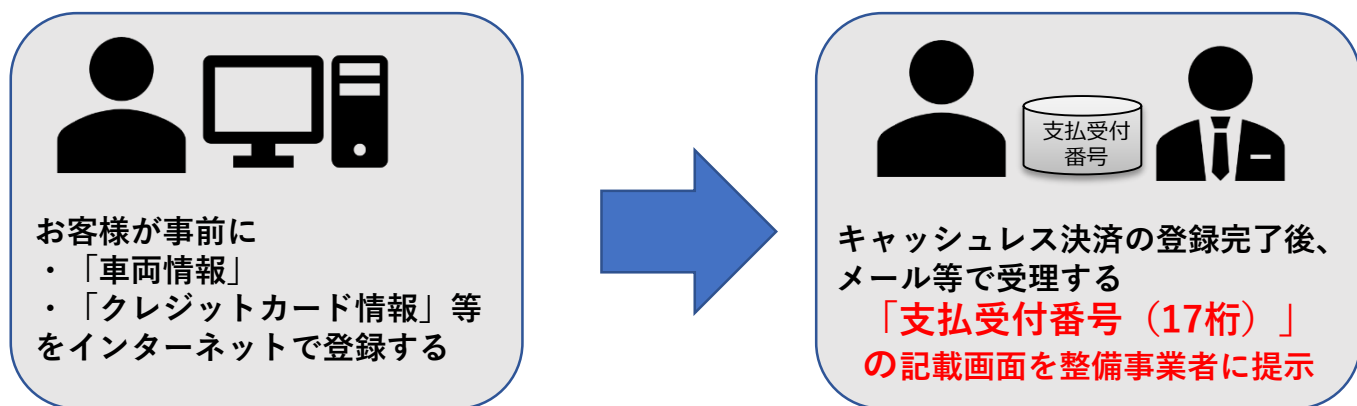
クレジットカードで 「自動車重量税」・「自動車検査登録手数料」等 をお支払いする方へ【整備事業者に継続検査（車検）を依頼する場合】

令和5年1月から車検などの手続きの際に必要な自動車重量税・自動車検査登録手数料等の支払いについて、クレジットカードの利用によるキャッシュレス決済が可能になりました。

手続き前にご確認いただきたい事項

関連システムの対応状況等によりキャッシュレス決済が利用できない場合がありますので、手続き開始前に継続検査（車検）依頼先の整備事業者にも事前にご確認をお願いいたします。

キャッシュレス決済フロー（概要）



【注意】 キャッシュレス決済を利用する場合は必ず依頼先の整備事業者にも事前にお知らせください。（お知らせがなかった場合、キャッシュレス決済が利用できません。）

※運輸支局の窓口等に提出する申請書類等にキャッシュレス決済である旨の記載を行う必要があります。

1. 手続き開始

キャッシュレス決済をご希望される方は、インターネットサイトでクレジットカードを利用してお支払いを行いますので、以下のQRコードからアクセスしてください。

※自動車重量税のクレジットカードによる決済時の手数料については、支払者の負担となります。



（国土交通省が提供する「くるまの保有関係手続きお支払い情報登録サービス」）

2. 登録が完了したら

- ・クレジットカードの決済情報の登録が完了したお客様
- ・すでにご自身でキャッシュレス決済手続きを行った方

におかれましては、キャッシュレス決済の登録完了通知がメールにて送られますので、その「支払受付番号（17桁）」が記載されている画面を整備事業者にご提示ください。

キャッシュレス決済を利用される方は 「事前決済登録情報」を記載願います!

これまで印紙や証紙による手数料支払い方法に加え、令和5年1月より、クレジットカードによる一括決済（以下、「キャッシュレス決済」という。）が利用できることとなりました。

ご利用される場合、支払者が事前に「くるまの保有関係手続お支払い情報登録サービス」により決済情報の登録が必要です。

自動車技術総合機構の審査を受検する場合は、支払者に決済情報を確認し、自動車検査票（手数料納付欄）に以下の情報をご記載いただきますようご協力をお願いします。

【自動車検査票（手数料納付欄）への記載】

（継続検査、構造等変更検査においては自動車検査票）

- ・「キャッシュレス決済」
- ・「支払受付番号」（お支払い情報登録サービスにより17桁が通知）
- ・「業務種別」（新規、継続 等の検査の種別）



・キャッシュレス決済
・支払受付番号(17桁)
業務種別

キャッシュレス決済を利用する際は、申請書に「キャッシュレス」記載願います!

これまで印紙や証紙による手数料支払い方法に加え、令和5年1月より、クレジットカードによる一括決済（以下、「キャッシュレス決済」という。）が利用できることとなりました。

ご利用される場合、支払者が事前に「くるまの保有関係手続お支払い情報登録サービス」により決済情報の登録が必要です

継続検査の申請（OSSを除く）であって、キャッシュレス決済をされる方は、申請書に以下の記載をしていただき申請をお願いします。

【保安基準適合証での申請の場合】（紙・ハイブリッド）

- ・申請書の余白部に「キャッシュレス」の旨を記載

・「キャッシュレス」の旨

キャッシュレス決済を利用される方は 必ず「受付窓口」にお越してください!

これまで印紙や証紙による手数料支払い方法に加え、令和5年1月より、クレジットカードによる一括決済（以下、「キャッシュレス決済」という。）が利用できることとなりました。

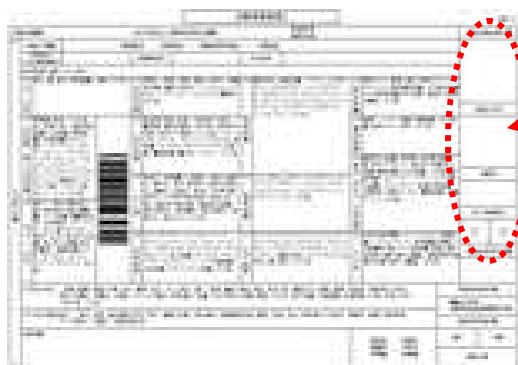
キャッシュレス決済をされる方は、事前決済登録情報の確認のため、お手数ですが、「受付窓口」までお越し願います。

また、自動車技術総合機構の審査を受検される場合は、自動車検査票（手数料納付欄）に以下の情報をご記載願います。

【自動車検査票への記載】

（継続検査、構造等変更検査においては自動車検査票）

- ・「キャッシュレス決済」
- ・「支払受付番号」（お支払い情報登録サービスにより17桁の数値が提供）
- ・「業務種別」（新規、継続等の検査の種別）



・キャッシュレス決済
・支払受付番号(17桁)
業務種別

検査手数料等の納付について (キャッシュレス情報が確認できません)

継続検査において、キャッシュレス決済の事前登録内容が確認できませんでした。

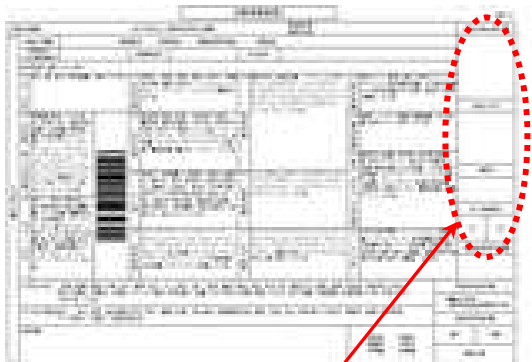
以下のいずれかを選択して申請をお願いいたします。

①キャッシュレス決済を行う場合は、キャッシュレス決済の事前支払い情報の登録を行い、キャッシュレス登録内容を自動車検査票等に記載する。(下図参照)

②キャッシュレス決済を行わず、印紙を貼付する。
(検査手数料等、全て印紙払いとなります。)

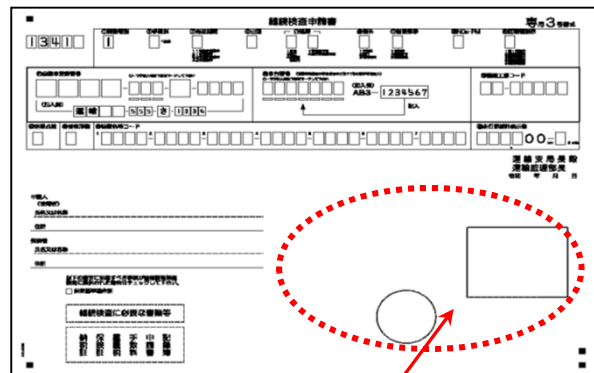
※運輸支局等職員に選択した内容についてお伝えください。

(持込検査の場合)



・キャッシュレス決済
・支払受付番号(17桁)
業務種別

(指定工場の場合)



・キャッシュレス

検査手数料等の納付について (決済額が同意金額の上限額を超過しています)

継続検査において、申請いただきました検査手数料等のキャッシュレス決済時において、実際の決済金額が、事前に登録していただいている「**同意金額**」を超過しましたので、**以下のいずれかを選択して申請をお願いいたします。**

- ①支払者に事前支払い情報の「同意金額」の上限を再設定する。
(実際の決済額以上の設定)
- ②キャッシュレス決済を行わず、印紙を貼付する。
(検査手数料等、全て印紙払いとなります。)

※運輸支局等職員に選択した内容についてお伝えください。

重量税の納付方法について (既に検査手数料等の決済がされています)

継続検査の申請をいただいたところですが、既に登録していただいているキャッシュレス決済内容は、「検査手数料」・「技術情報管理手数料」として既に決済処理されています。

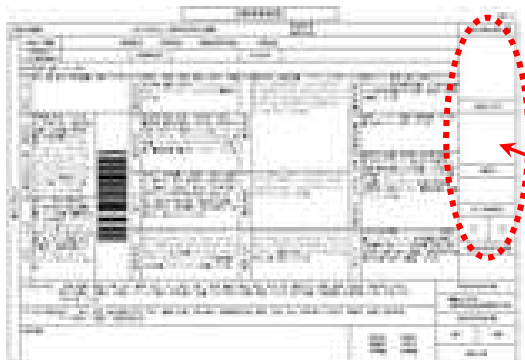
重量税の納付につきまして以下のいずれかを選択して申請をお願いいたします。

①キャッシュレス決済を行う場合は、新たにキャッシュレス決済の事前支払い情報の登録を行い、キャッシュレス登録内容を自動車検査票等に記載する。(下図参照)

②キャッシュレス決済を行わず、印紙を貼付する。
(重量税は印紙払いとなります。)

※運輸支局等職員に選択した内容についてお伝えください。

(持込検査)

A screenshot of a vehicle inspection form. A red dashed oval highlights a specific section on the right side of the form, which is the weight tax payment information section.

重量税

- ・キャッシュレス決済
- ・支払受付番号(17桁)
- ・業務種別